

「地域警察刷新専門委員会等設置要綱」の制定について

平成4年7月20日
岩手県警察本部
防犯発第144号
警務発第51号
刑事発第98号
警備発第105号
交通発第64号

〔沿革〕平成7年2月岩生安発第34号・岩警務発第22号改正

各 部 長
各 所 属 長

前文省略

別添

地域警察刷新専門委員会等設置要綱

(要綱の目的)

第1 この要綱は、地域警察の在り方を見直して、地域警察の刷新強化を図るため、地域警察刷新専門委員会(以下「専門委員会」という。)及び地域警察刷新研究部会(以下「研究部会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会等の設置)

第2 岩手県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令(昭和54年警察本部訓令第16号)に基づき、岩手県警察運営総合対策委員会の下に専門委員会を置く。

2 専門委員会の下に研究部会を置く。

(専門委員会の任務)

第3 専門委員会は、次の事項について総合的に調査、研究及び審議することを任務とする。

- (1) 地域警察の体制強化に関すること。
- (2) 地域警察関係施設及び装備資器材の整備充実に関すること。
- (3) 地域警察の活動に関すること。
- (4) その他、地域警察の刷新に必要なこと。

(専門委員会の構成)

第4 専門委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には生活安全部長、副委員長には地域課長、委員には、次の者をもって充てる。

- 委員 監察官兼警務調査官
同 教養課長
同 会計課長
同 厚生課長
同 少年対策室長兼少年補導官
同 生活安全企画課次長
同 生活保安課長
同 地域調査官
同 通信指令室長
同 刑事指導官
同 捜査第一課次長
同 交通調査官
同 交通指導課長
同 警備調査官
同 通信運用課長(委嘱)

(専門委員会の運営)

第5 専門委員会は、委員長が招集する。

2 議事は委員長が主宰する。

- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、専門委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員長は、研究部会に地域警察刷新のための専門的な事項の調査、研究及び検討を求めることができる。

(研究部会の任務等)

第6 研究部会は、地域警察刷新のための具体的な事項についての調査、研究及び検討を行い、専門委員会を補佐する。

- 2 研究部会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ次の者を充てる。

会長	地域課長
副会長	地域調査官
会員	警務課企画補佐
同	警務課人事補佐
同	警務課給与補佐
同	警務課装備補佐
同	教養課補佐
同	会計課施設調査官
同	会計課予算主幹
同	厚生課厚生調査官
同	生活安全企画課企画補佐
同	生活保安課生活経済補佐
同	捜査第一課企画指導補佐
同	交通企画課企画補佐
同	交通指導課指導補佐
同	公安課第一係補佐
同	警備課事件補佐
同	通信運用課次長(委嘱)
同	盛岡東警察署地域課長
同	盛岡西警察署地域課長
同	地域課鉄道警察隊副隊長
同	地域課第一通信指令官
同	地域課企画補佐
同	地域課指導補佐
同	地域課庶務補佐
同	地域課企画係長
同	地域課指導係長

- 3 会長は、研究部会を開催し、その結果を専門委員会委員長に報告するものとする。
- 4 会長は、必要によって研究部会に会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 研究部会の運営等については、専門委員会に関する規定を準用するものとする。
(専門委員会等の庶務)

第7 本要綱に基づく専門委員会及び研究部会の庶務は、生活安全部地域課において処理する。

附 則

この要綱は、平成4年7月20日から施行する。